

指定短期入所生活介護事業所かがやき 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 第3473600884号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活サービスを提供します。当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当事業所への利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1 事業者	1
2 事業所の概要	1
3 職員の配置状況	2
4 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5 苦情の受付について	8
6 身体的拘束等の禁止	9
7 虐待の防止	9
付属文書	11
・事業所の概要	
・職員の配置状況	
・契約締結からサービス提供までの流れ	
・サービス提供における事業所の義務	
・サービスの利用に関する留意事項	
・事故発生時の対応及び損害賠償について	
・サービスをやめる場合	

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人清風会
- (2) 法人所在地 広島県安芸高田市吉田町竹原967番地
- (3) 電話番号 (0826) 43-0611
- (4) 代表者氏名 理事長 澤崎 貫太郎
- (5) 設立年月日 昭和47年3月1日

2 事業所の概要

- (1) サービスの種類 指定短期入所生活介護
令和5年4月1日 介護保険事業所番号 第3473600884号
※当事業所は、特別養護老人ホームかがやきに併設されています。
- (2) 事業所の目的 ご契約者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に

において、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご契約者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 指定短期入所生活介護事業所かがやき
 (4) 事業所の所在地 広島県安芸高田市向原町坂 1 0 2 8 7 番地 1
 (5) 電話番号 (0 8 2 6) 4 6 - 7 5 0 0
 (6) F A X 番号 (0 8 2 6) 4 6 - 7 1 4 2
 (7) 事業所管理者 和田 篤志
 (8) 開設年月日 令和 5 年 4 月 1 日
 (9) 利用定員 1 0 人
 (10) 営業日 年中無休
 (11) 通常の送迎実施地域 安芸高田市全域
 (12) 第三者評価の実施状況の有無 無し
 (13) 居室等の概要

当事業所では次の居室・設備をご用意しています。利用される居室は全室個室で洗面台、トイレを備え、冷暖房完備です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居室（一人部屋）	1 0 室	1 0 名
共 同 生 活 室	1 室	ユニットに 1 室（食堂・リビングほか）
浴 室	1 室 2 室	（ 2 F ） 個 浴 （ 共 用 ） 特 殊 浴 室
医 務 室	1 室	（ 共 用 ）

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている設備です。

◇ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

職 種	職員数
1 施設長（管理者・兼務）	1 名
2 生活相談員（常勤）	2 名

3 介護職員（常勤4名、非常勤3名）	6名
4 看護職員（常勤2名、内1名は機能訓練指導員と兼務）	2名
5 機能訓練指導員（看護職員と兼務）	1名
6 医師（非常勤）	1名
7 栄養士（常勤）	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1 医師	毎週1回 13:00～14:00
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7:00～16:00（ユニットに1名） 日勤 9:00～18:00（ユニットに1名） 10:00～19:00 遅出 13:00～22:00（ユニットに1名） 夜勤 22:00～ 7:00 1名（2ユニットに1名）
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 9:00～18:00 2名 { 早出 8:00～17:00 日勤 9:00～18:00 遅出 11:00～20:00 }

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

次のサービスについては、食事及び居室に係る費用を除き利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態、生活習慣及び嗜好などを考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、3食とも離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。また、準備、後片付けはご契約者と職員が一

緒に行います。

- ・食事時間は、ゆったりとした時間を取り、ご契約者の食事ペースを大切にします。

②入浴

- ・入浴又は清拭を一週間に最低2回行います。
- ・できるだけ個人浴を利用し、ご契約者の生活ペースに合わせた入浴とし「ゆったりと気持ちよく入れるお風呂」を目指します。

③排せつ

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・各居室にトイレを設置し、自立した排せつを支援します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・非常勤医師と看護職員により、ご契約者の健康管理に努めます。緊急等必要な場合には、協力医療機関等に引き継ぎます。

⑥その他自立への支援

- ・個人の生活リズムや主体性を尊重し、ご契約者の生活全般を側面からサポートし、ご契約者ができるだけ自立した生活が送れるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

次の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、居室に係る自己負担額及び食事（食材費＋調理費相当分）に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

短期入所生活介護（1日につき）

下段（ ）は2割負担の方、「 」は3割負担の方の料金

ご契約者の 要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 円				
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	200 円				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14% 増				
1 計	8,500 円	9,280 円	10,130 円	10,940 円	11,730 円
2 うち介護保険から給付される金額	7,650 円 (6,799 円) 「5,949 円」	8,352 円 (7,424 円) 「6,496 円」	9,117 円 (8,103 円) 「7,090 円」	9,846 円 (8,751 円) 「7,657 円」	10,557 円 (9,384 円) 「8,211 円」

3 サービス利用に係る自己負担額（１－２）	850 円 (1,701 円) 「2,551 円」	928 円 (1,856 円) 「2,784 円」	1,013 円 (2,027 円) 「3,040 円」	1,094 円 (2,189 円) 「3,283 円」	1,173 円 (2,346 円) 「3,519 円」
4 居室に係る自己負担額 (負担限度額認定制度あります)	1,860 円				
5 食事に係る自己負担額 (負担限度額認定制度あります)	1,450 円（朝食 370 円・昼食 560 円・夕食 520 円）				
6 自己負担額合計 (3+4+5)	4,160 円 (5,011 円) 「5,861 円」	4,238 円 (5,166 円) 「6,094 円」	4,323 円 (5,337 円) 「6,350 円」	4,404 円 (5,499 円) 「6,593 円」	4,483 円 (5,656 円) 「6,829 円」

なお、当事業所で送迎を行った場合は 1,840 円（片道）のうち 1 割から 3 割の自己負担があります。

☆加算（原則全員対象・該当者）においても 1 割から 3 割の自己負担となります。

☆上記の利用料金については利用日数等により介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）に多少の差額が生じる場合があります。

☆原爆手帳をお持ちの方は、「3 サービス利用に係る自己負担額」は、公費により助成されます。

☆加算（原則全員対象）

下段（ ）は 2 割負担の方「 」は 3 割負担の方の料金

加算項目	内 容	単位数	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価加算。介護福祉士が 80%以上配置されていること。	22	22 円/日 (44 円/日) 「66 円/日」
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	夜勤を行う介護職員・看護職員が最低基準を 1 人以上上回っている場合 夜間時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置していること（この場合、登録喀痰吸引等事業所として都道府県の登録が必要）	20	20 円/日 (40 円/日) 「60 円/日」
	内 容	加算率	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	厚生大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施し、都道府県に届出を行っている事業所	所定単位数の 14%	14%分

☆その他各種加算、減算（該当者）

下段（ ）は２割負担の方、「 」は３割負担の方の料金

加算項目	内 容	単位数	利用者 負担額
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状を医師が認 めたものに対して加算	200 (7日間 限度)	200 円/日 (400 円/日) 「600 円/日」
若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症利用者に対し、個別 に担当者を定め、その者を中心に当 該利用者の特性やニーズに応じたサ ービスを提供する加算	120	120 円/日 (240 円/日) 「360 円/日」
緊急短期入所受入 加算	利用者の状態や家族等の事情によ り介護支援専門員が緊急に利用が必 要と認め居宅サービス計画書に位置 付けられていない場合にサービスを 提供された場合	90 (7日 または 14日ま でが限 度)	90 円/日 (180 円/日) 「270 円/日」
療養食加算	医師の処方箋に基づき療養食を提 供した場合	8	8 円/回 (16 円/回) 「24 円/回」
長期利用者に対す る減算	連続して30日を超えて同一の指 定短期入所生活介護事業所に入所し ている場合	△30	30 円/日減算
	61日目からは要介護1の場合 要介護2～5の場合	△34 △32	34 円/日減算 32 円/日減算

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。（自己負担額1割から3割は介護保険負担割合証の表示による）

☆ 居室と食事に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 事業所の体制変更、利用者の心身状況の変化等により加算が変更される場合があります。

◇施設の居住費・食費の負担額（日額）

区分	対 象 者	食 費	居住費
第 1 段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	300円	860円
第 2 段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	600円	860円
第3段階①	・本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額が80万超120万円以下の人	1,000円	1,370円
第3段階②	・本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	1,300円	1,370円
第4段階	上記以外の方	1,450円	1,860円

☆見直し要件

・配偶者の所得の勘案

世帯分離していても配偶者の所得を勘案

・非課税年金の勘案

第2段階と3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計で判定しているが、遺族年金及び障害年金といった非課税年金額もこの額に含めて判定

・預貯金等の勘案

第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居室費（滞在費） 1, 860円（1日当たり）

②食費（食材費＋調理費）

料金：1日当たり 1, 450円

（朝食代370円、昼食代560円、夕食代520円）

③理容・美容

[理髪サービス]

月1回程度、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：2, 000円

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（１枚につき１０円）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるもの（衣類・嗜好品等）に係る費用をご負担いただきます。

電気代（１点につき１日５０円）

※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥その他の日常生活費

ご契約者又はその家族の自由な選択に基づき実施する趣味活動に係る材料費等については、実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス終了後、次のいずれかの方法によりご利用期間分の合計金額をお支払ください。

○指定口座への振込み

J A ひろしま 向原支店 普通貯金 ０００８７３８

口座名義：社会福祉法人清風会 かがやき 理事長 澤崎 貫太郎

○ご契約者指定金融機関口座からの自動引落（翌月２０日となります。）

○窓口での現金払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止若しくは変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに当事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する機関にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いただきます。

5 苦情の受付について（契約書第２１条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

◇苦情受付窓口（担当者）

〈職名〉生活相談員 中村 友紀

◇苦情解決責任者

〈職名〉所長 和田 篤志

◇受付時間

毎週月曜日～金曜日 ８：３０～１７：３０

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 苦情解決の対応手順

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 広島県運営適正化委員会の紹介（介護保険事業者は、国保連合会、市町も紹介）

本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【広島県社会福祉協議会の連絡先】

住所 広島市南区比治山本町 1 2 - 2

電話 (082) 254-3419

(3) 行政機関その他苦情受付機関

安芸高田市福祉保健部 保険医療課	所在地 電話番号 受付時間	安芸高田市吉田町吉田 7 9 1 番地 (0826) 42-5618 9:00～17:00
広島県国民健康保険団体 連合会	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区東白島町 1 9 - 4 9 (082) 554-0783 8:30～17:15
広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	広島市南区比治山本町 1 2 - 2 (082) 254-3419 8:30～17:00

6 身体的拘束等の禁止

原則として、ご契約者の自由を制限するような身体的拘束等を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご契約及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

7 虐待の防止

事業所は、入居者の人権擁護・虐待防止のための、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止に関する担当者 生活相談員 中村 友紀

(2) 成年後見制度の支援を行います。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行います。

(4) 虐待の防止に関する指針を整備いたします。

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人清風会

説明者職名 生活相談員 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項について記した文書の交付・説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意するものとします。

契約者 住所

氏名 ⑩

代理人 住所

氏名 ⑩

(契約者との続柄)

〈重要事項説明書付属文書〉

1 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- (2) 建物の延べ床面積 3894.78㎡
- (3) 事業所の周辺環境

この事業所は、安芸高田市が向原地域の福祉施設の拠点である向原総合福祉センターに隣接して建設したもので、安芸高田市向原町の市街地を一望に見渡せる緑豊かな自然に囲まれた環境の中にあり、四季折々の眺望はご契約者に安らぎを与えます。

2 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の支援・介助並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

7名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・ご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の支援、介助も行います。

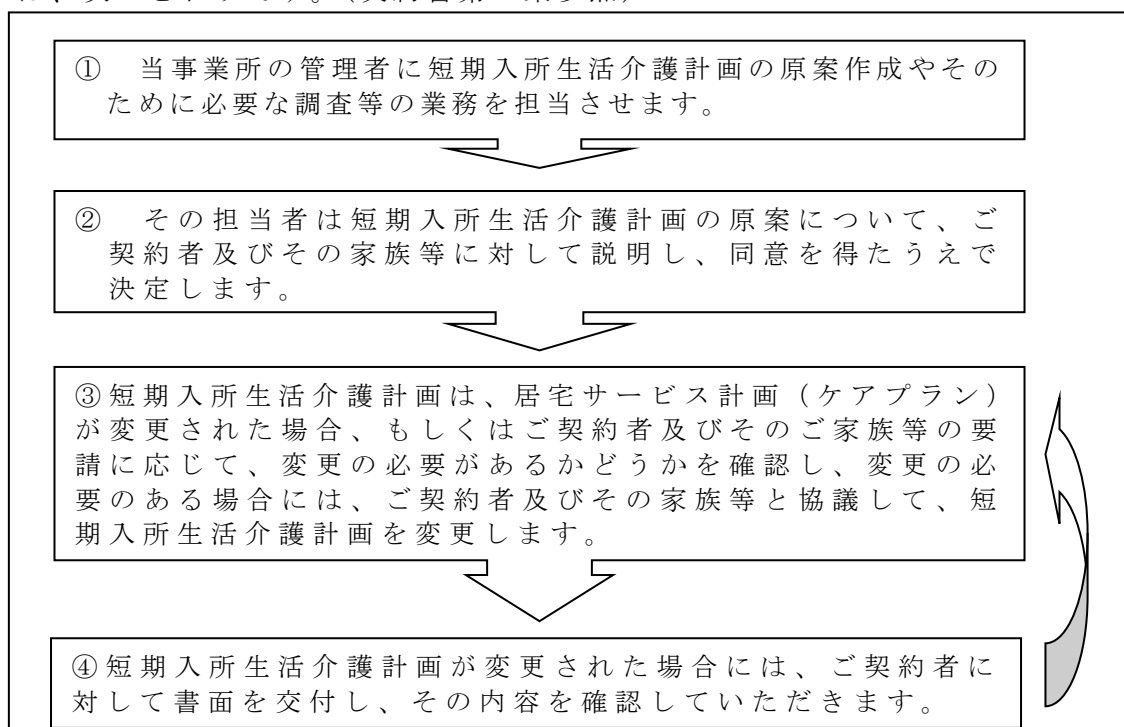
2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。看護師と兼務の機能訓練指導員を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

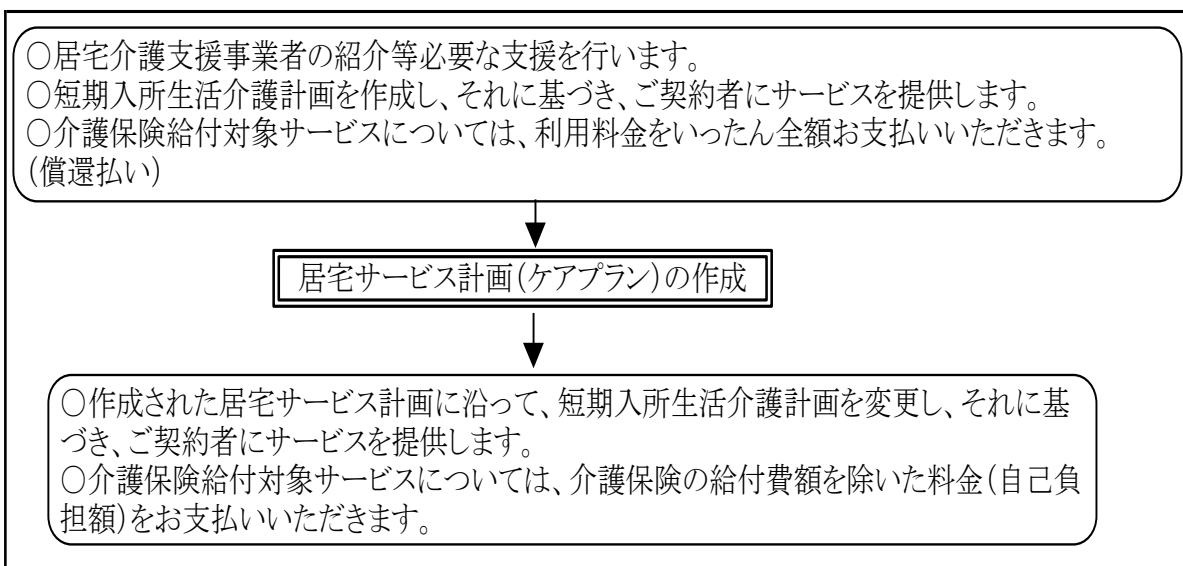
3 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービスの提供までの流れは、次のとおりです。（契約書第3条参照）

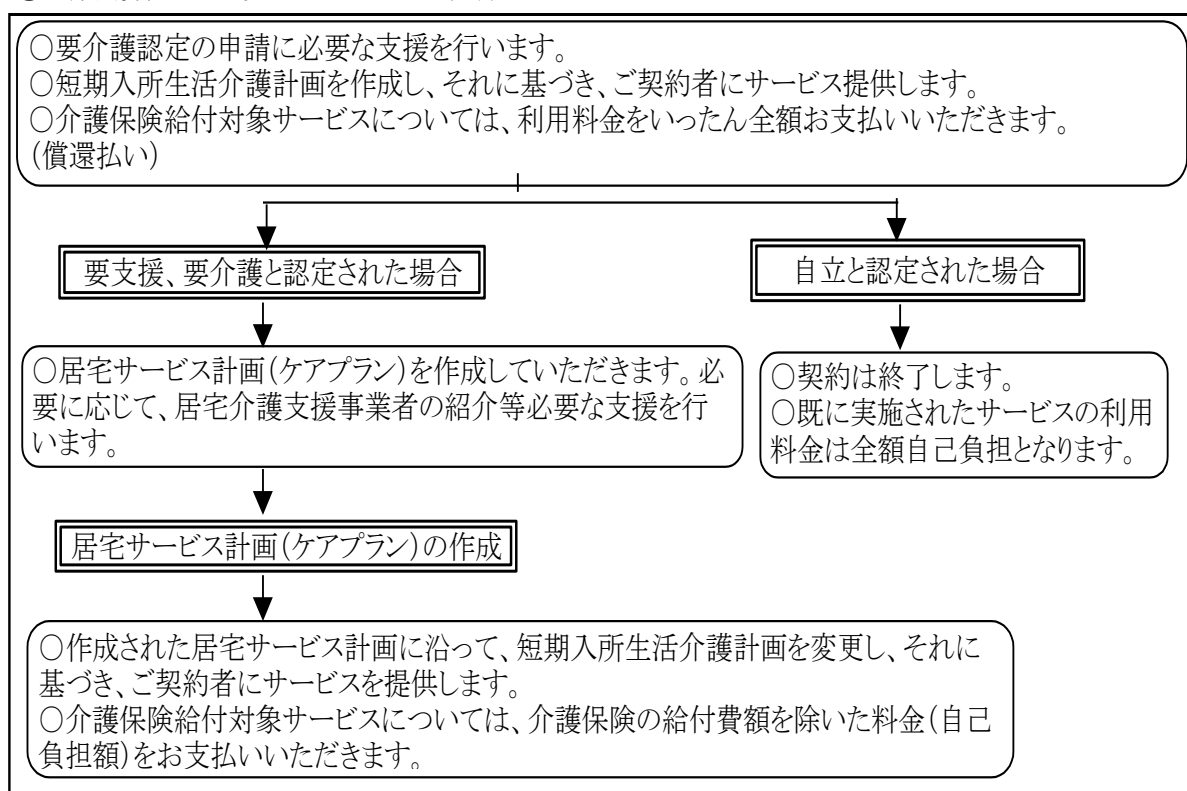


(2) ご契約に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4 サービス提供における当事業所の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他のご契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、事業所内実習生受け入れや研究発表会等などに際して、ご契約者またはご家族の個人情報外部へ漏れぬような措置を講じます。
- ⑥ ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

5 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用に当たって、サービスを利用されているご契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用に当たり、次にあげるものは、原則として持ち込むことができません。

電気・石油ストーブ、その他火事につながるものや他の利用者へ迷惑になるもの等で、施設長が持ち込みを許可しないもの。

(2) 当事業所設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当事業所の他のご契約者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活

動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

火災防止のため、施設内の定められた場所以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

○協力医療機関

医療機関の名称	厚生連吉田総合病院
所在地	広島県安芸高田市吉田町吉田3666番地
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科等

6 事故発生時の対応及び損害賠償について（契約書第13条参照）

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、事故対応マニュアルにより適切に対処するとともに、安芸高田市及びご契約者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

7 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）⑦ 当事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。） |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業所若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業所若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他のご契約者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により当事業所又はサービス従事者若しくは他のご契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 7 年 4 月 1 日改正